一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

【方向性】

インクルーシブ教育システム推進に向け、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、 その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、合理的配慮の提供を踏まえた適切な 指導や支援を行うことが必要である。

このため、児童生徒が自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養える指導体制づくりを進め、全ての教職員の理解と協力の下に、指導内容の改善・充実に努めることが求められている。

【課題】

(1) 児童生徒の自立や社会参画に向けた校内支援体制の充実

小学校・中学校学習指導要領では全ての教科において「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」 について明記された。また、インクルーシブ教育の構築に向け、「学びの連続性を重視した対応」「一 人一人の障害状態に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の改善が挙げられてい る。

これらのことを踏まえ、特別支援教育の充実に向けた校長の方針を教育計画へ位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整備する必要がある。

(2) 通常の学級における特別支援教育の充実

障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は一人一人の理解を深め、児童生徒の安心感を高める指導・支援に努めることが重要である。必要に応じて個別の教育支援計画を活用して、指導目標を焦点化し、児童生徒のうまくいっている状況を生かした指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善に努めることも大切である。

通級による指導においては、学級担任や保護者等との連携を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に作成し、学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成の規定に基づき、自立活動の指導の充実を図ることが重要である。個別の教育支援計画の作成・活用に当たっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図るように努める。

(3) 「特別支援学級」における指導の改善・充実

特別支援学級は学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成に係る基本的な考え方を踏まえ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮した特別の教育課程の編成を行うことが大切である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、一人一人の障害の状態等を踏まえた適切な指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善を行うことが重要である。なお、個別の教育支援計画の作成に当たっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関と支援に関する必要な情報の共有を図るように努める。

(4) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習においては、障害の有無にかかわらず相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があるため、双方の教育的ニーズを十分把握し、効果的な活動を設定していく必要がある。全校体制の温かい雰囲気の中で適切に交流及び共同学習が進められることが大切である。

(5) 進路指導の充実及び切れ目ない支援体制の構築の推進

計画的な教育相談・進路相談を通して、児童生徒や保護者に対する十分な情報提供と意見聴取を行い、 児童生徒が主体的に進路を選択できるよう、進路指導の充実に努める。

また、長期的な視点に立ち、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援が必要であることから、児童生徒又は保護者の意向を踏まえ「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を確実な引継ぎのツールとし、切れ目なく効果的な移行支援を受けることができるよう確実に引継ぎ、充分な連携を図ることが望まれている。

【参考資料】

「令和6 (2024)年度 指導の指針」 R06.3 県教委 ・「障害のある子どもの教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実にむけて~」R03.6 文科省 ・「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために~『個別の教育支援計画』の作成と活用~」 R02.6 県教委 ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」 R02.3 文科省 「初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック」 H31.3 総教セ ・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」 H31.2 県教委 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」 H29.3 文科省 ・「通常の学級における特別支援教育『安心感を高める』指導・支援の充実」 H28.3 県教委